

令和3年7月9日

保護者 様

清瀬市立清瀬中学校  
校長 小池 雄志郎

## 新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言発出に伴う対応について

平素より本校の教育活動にご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が発出されることになりました。つきましては清瀬市教育委員会の方針に基づき、発出に伴う対応を下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針

本市においては、今般の度重なる緊急事態宣言の延長により、宣言終了の時期の見通しが立たないことや、昨年度の経験を基に、学校における感染症対策を十分に講じることが可能であること、そして、何よりも学校における教育活動の価値を認め、学習指導要領の適正な実施を行うべきという認識の上で、緊急事態宣言期間においても感染症対策を徹底しながら学校運営を継続します。

#### 2 部活動について

##### ○ 部活動の実施における基本的な考え方

全ての部活動を実施可とします。ただし、感染症対策を十分に講じるとともに、次の留意事項を踏まえた上で実施します。

##### ○ 部活動の実施にあたっての留意事項

- ・ 本人及び保護者の同意を得て実施します。
- ・ 必要最低限の活動日数とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。
- ・ 活動時間は短時間とし、終了時刻は、最長で午後5時30分まで（完全下校）とします。
- ・ 学校以外での活動は行いません。ただし、東京都中学校体育連盟、東京都中学校吹奏楽連盟等が主催する大会への出場は可とし、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ近隣地区内での練習試合や合同練習を認めます。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。